

平成31年度第1回総合教育会議録（抜粋）

日時：令和元年5月7日（火） 15：30～16：30

場所：筑後市役所東庁舎3階 301会議室

出席：（構成員）西田市長、中村教育長、久保教育長職務代理、吉田教育委員、石橋教育委員、齋藤教育委員（事務局）森田教育委員会次長、田中総務部長、原口市民生活部長、坂本学校教育課長、豊福企画調整課長（関係部署）菅原子育て支援課長、山田社会教育課長（庶務）企画調整課企画政策担当

決定事項

1. 次期大綱は、前回からの基本方針を引き継いで、その内容について検討していく。
2. 基本方針①「ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進」及び③「社会を生き抜く力を育む学校教育の推進」の内容について、事務局にて再検討する。
3. 素案②を基本に上記2. について修正したものを事務局から提示する。

I 基本方針①について（「文化財の保護・活用」について）

吉田委員 基本方針1であるが、これは「文化財の保護・活用」となっている。これは文化財のみの、保護・活用なのか。それとも郷土の歴史や伝統、こちらのほうはどのように理解したらいいか。これはちょっとわかりづらいが。

西田市長 今の吉田委員の質問に対して、事務局のほうから、願います。

山田社会教育課長 この文化財については、今、吉田委員からあったように、どちらかといえば、広いほうの意味である。伝統・文化まで含めての保護・活用については行っているのので、広い意味でのものと捉えていただきたいと思いますので、文言は検討したいと思う。

吉田委員 はい、わかった。

Ⅱ 基本方針③について

久保教育長職務代理 基本方針 3 のところだが、重複している、上の文章と下の箇条書きが。「確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成」、これはもう上にあるので、いらぬのではないか。その下の 2 つがあったらいいのかなと、今思ったが、いかがか。

西田市長 事務局、久保委員の意見に対して何か考え方があれば、願います。

豊福企画調整課長 確認をさせていただくが、「確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成」が、下の箇条書きの中に含まれているから、重複しているということか。

久保教育長職務代理 そう、上と下。

豊福企画調整課長 資料 1 のほうで、実は「新しい時代を担う」など 4 つある。4 つある中で、どちらかというとも 1 番目と 2 番目をくっつけた形で、文章化しているが、これをもうちょっと、他の分を取り入れたらどうかという意見でよろしいか。この 3 本柱というか、重要かなということでも上の文章の中にも盛り込んでいるが、ここについては、言われるとおりに重複をしているので、修正することもやぶさかではないと思う。

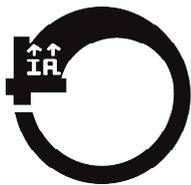
久保教育長職務代理 よろしく願います。

中村教育長 どっちかを省くということで検討したらどうか。上から外すか、下 3 つ外すか、どうか。

坂本学校教育課長 下の事業は、総合計画上の基本事業になっているので、下を外すということには、たぶんならないと思う。従って、上の文章を変えるか、どうなのかというふうに理解している。

西田市長 それでは、検討するということがよろしいか。

久保教育長職務代理 よい。



第2次

筑後市教育大綱

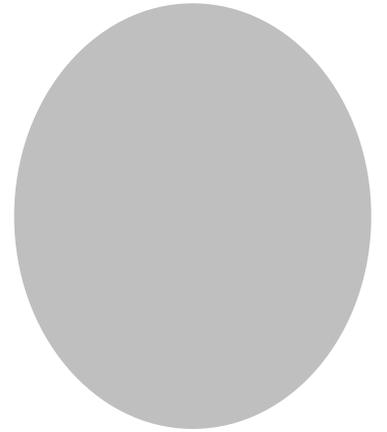
「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～

令和2年3月

筑後市

はじめに



筑後市長 西田 正治

策定の背景

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行されました。

この中で、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されました。

筑後市では、平成27年5月に設置した「筑後市総合教育会議」で協議を重ね、「筑後市教育大綱」を平成28年3月に策定いたしました。

今般、新しい時代の到来に向け、「筑後市総合教育会議」で再度の協議を行い、「第2次筑後市教育大綱」を策定いたしました。

大綱の位置付け

本大綱は、筑後市の教育や子育てに関する施策の目標やその根本となる方針を定めるものです。

実施期間

本大綱は、第6次筑後市総合計画の実施に合わせ、令和2年度から4年度までの3年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

目 標

「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～

ちくごの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちくごの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちくご」を目指します。

基本方針

本市の教育を推進するために、以下5つの基本方針を定めます。

基本方針 1

ふるさとちくごへの愛を育てる まちづくりの推進

○ 郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。

◆ 文化財^(*)の保護と活用

(*)文化財とは…有形・無形問わず郷土の歴史や伝統なども含んだ広い意味のもの

基本方針2

子育てしやすいまちづくりの推進

○ 妊娠期から子育て期にわたるまで、幼児期から義務教育期を通し、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。

- ◆ 子どもの人権の尊重
- ◆ **ひとり親家庭等の自立支援の推進**
- ◆ **保育サービスの充実・子どもの居場所づくり**
- ◆ 子育て不安の軽減
- ◆ 子どもの健やかな成長の支援

基本方針3

社会を生きぬく力を育む学校教育の推進

○ 児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「知」「徳」「体」の育成を柱として21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。

- ◆ 確かな学力の向上
- ◆ 豊かな心の育成
- ◆ 健やかな体の育成
- ◆ 小中連携・地域連携の推進
- ◆ 教育環境の充実

基本方針4

人生100年時代を見据えた 生涯学習の推進

○いつでもどこでも誰もが生涯にわたって多様な学びの機会を得て、その成果を活かし、つなげることで生きがいを感じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。

- ◆生涯学習の推進
- ◆市民への人権教育・啓発
- ◆児童・生徒への人権教育・啓発

基本方針5

スポーツを通じた 健康なまちづくりの推進

○子どもから高齢者まで、健康スポーツから競技スポーツまで、市民がスポーツを身近に感じ、楽しむことができる「スポーツでつながる元気なちくご」を目指します。

- ◆生涯スポーツの推進
- ◆青少年教育・体験活動の推進

以上の基本方針を推進するため、学校、家庭、地域、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。

市民憲章

この恵み多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまちを築きたいという願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 ゆたかな自然とうるわしい人情、調和のとれたまちをつくりましょう。
- 1 伝統にまなび、教養をたかめ、清新な文化のまちをつくりましょう。
- 1 ふれあいと安らぎを大切にし、思いやりにみちたまちをつくりましょう。
- 1 健やかな心と体をそだて、生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 仕事によるこびと誇りをもち、活気あふれるまちをつくりましょう。

昭和 59 年 10 月 1 日制定



パネコ はね丸 ポネコ

筑後市

○筑後市教育大綱(素案②)修正箇所比較

	現行	素案②	最終案
修正の主旨		素案①に加え、関連する第6次総合計画の基本事業を箇条書で表示	※修正なし
表紙	「教育のまち・ちっこ」 ～ちっこで育ち、ちっこを愛し、 ちっこを育てる人づくり～	「教育のまち・ちくご」 ～ちくごで育ち、ちくごを愛し、 ちくごを育てる人づくり～	※修正なし
P2 (策定の背景)	追加のみ⇒	今般、新しい時代の到来に向け、「筑後市総合教育会議」で再度の協議を行い、「第2次筑後市教育大綱」を策定いたしました。	※修正なし
P2 (実施期間)	本大綱は、平成28年度から31年度までの4年間を実施期間とします。	本大綱は、第6次総合計画の実施に合わせ、令和2年度から4年度までの3年間を実施期間とします。	※修正なし
P3 (目標)	「教育のまち・ちっこ」 ～ちっこで育ち、ちっこを愛し、 ちっこを育てる人づくり～ ちっこの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちっこの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちっこ」を目指します。	「教育のまち・ちくご」 ～ちくごで育ち、ちくごを愛し、 ちくごを育てる人づくり～ ちくごの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちくごの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちくご」を目指します。	※修正なし
P3 (基本方針1)	ふるさとちっこへの愛を育てるまちづくりの推進 ○郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちっこを愛する市民の育成を目指します。	ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進 ○郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。 ◇文化財の保護・活用	ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進 ○郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。 ◇文化財(*)の保護と活用 (*)文化財とは…有形無形問わず郷土の歴史や伝統なども含んだ広い意味のもの
P4 (基本方針2)	○幼児期から義務教育期を通し、子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。	○妊娠期から子育て期にわたるまで、幼児期から義務教育期を通し、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。 ◇子どもの人権の尊重 ◇子育て世代への生活支援 ◇保育サービスの充実 ◇子育て不安の軽減 ◇子どもの健やかな成長の支援	○妊娠期から子育て期にわたるまで、幼児期から義務教育期を通し、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。 ◇子どもの人権の尊重 ◇ひとり親家庭等の自立支援の推進 ◇保育サービスの充実・子どもの居場所づくり ◇子育て不安の軽減 ◇子どもの健やかな成長の支援

○筑後市教育大綱(素案②)修正箇所比較

	現行	素案②	最終案
P4 (基本方針3)	<p>社会を生きぬく力を育む学校教育の推進</p> <p>○「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を柱として21世紀型能力(基礎力・思考力・実践力)を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。</p> <p>○児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境づくり、授業づくり、人間関係づくりを目指します。</p> <p>○新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成を目指します。</p>	<p>社会を生きぬく力を育む学校教育の推進</p> <p>○児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を柱として21世紀型能力(基礎力・思考力・実践力)を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。</p> <p>◇確かな学力の向上 ◇豊かな心の育成 ◇健やかな体の育成 ◇小中連携・地域連携の推進 ◇教育環境の充実</p>	<p>社会を生きぬく力を育む学校教育の推進</p> <p>○児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「知」「徳」「体」の育成を柱として21世紀型能力(基礎力・思考力・実践力)を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。</p> <p>◇確かな学力の向上 ◇豊かな心の育成 ◇健やかな体の育成 ◇小中連携・地域連携の推進 ◇教育環境の充実</p>
P5 (基本方針4)	<p>生きがいを感じる生涯学習の推進</p> <p>○いつでもどこでも誰もが生涯にわたって学び、学びの成果を活かし、つなげることで「生きがいを感じる」まちづくりを目指します。</p> <p>○多様な学習内容と機会を提供し、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。</p>	<p>人生100年時代を見据えた生涯学習の推進</p> <p>○いつでもどこでも誰もが生涯にわたって多様な学びの機会を得て、その成果を活かし、つなげることで、生きがいを感じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。</p> <p>◇生涯学習の推進 ◇社会人への人権教育・啓発</p>	<p>人生100年時代を見据えた生涯学習の推進</p> <p>○いつでもどこでも誰もが生涯にわたって多様な学びの機会を得て、その成果を活かし、つなげることで、生きがいを感じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。</p> <p>◇生涯学習の推進 ◇市民への人権教育・啓発 ◇児童・生徒への人権教育・啓発</p>
P5 (基本方針5)	<p>スポーツを通じた健康なまちづくりの推進</p> <p>○生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、市民が「こころ」も「からだ」も健康となる元気なまちづくりを目指します。</p> <p>○筑後広域公園や福岡ソフトバンクホークスとの連携協定などを活かしたスポーツの振興により魅力あるまちづくりを目指します。</p>	<p>スポーツを通じた健康なまちづくりの推進</p> <p>○子どもから高齢者まで、健康スポーツから競技スポーツまで、市民がスポーツを身近に感じ、楽しむことができる「スポーツでつながる元気なちくご」を目指します。</p> <p>◇生涯学習スポーツの推進 ◇青少年教育・体験活動の推進</p>	※修正なし
P5	<p>以上の基本方針を推進するため、学校、校区コミュニティ協議会、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。</p>	<p>以上の基本方針を推進するため、学校、家庭、地域、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。</p>	※修正なし

基本方針1「ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進」の考え方について

- 郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。

◇「文化財」の保護と活用

- 1) 視 点 郷土の歴史・伝統・文化
- 2) 語句の説明 「文化財」…有形、無形問わず郷土の歴史や伝統なども含んだ広い意味のもの
- 3) 参 考 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

「文化財」とは

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

「空手」を中学校保健体育の授業に導入

中学校保健体育の授業に「空手」を導入することを提案します。

2012（平成 24）年、中学校保健体育で武道を女子生徒も必修とした、現行学習指導要領が全面実施となりました。

現在、筑後市内 3 中学校では、武道として剣道・柔道が取り入れられています。

今回なぜ、空手競技を提案したか？

理由としては、空手は防具や畳などの資材準備が要らないこと。ケガに対する安全性が高いことをあげます。

「空手」には、基本動作などの正確さを追求する形と、1 対 1 で相手に攻撃を出し合う組手があります。

組手競技では、突きや蹴りが、直接相手に当たらないところで止めるため、ケガをすることは非常に少ないです。

「空手」の特性

- ① 左右対称な動きが多く、身体全体をバランスよく使用して、均等な発育・発達を促します。
- ② 基本・形・組手の学習を通じて、協調性・判断力・創造性・想像力・決断力が養われます。
- ③ 基本練習や競技形式の活動では、相手を尊重する態度、礼儀、公

正な態度を養うことができます。

また、現在ますますグローバル社会が進んでいます。その為、国と国の隔たり・障壁が小さくなっています。

今後、中学生の皆さんは、外国の人と接することが増えます。

世界にはそれぞれの国に、伝統への愛着があり誇りがあります。

空手は、日本古来の武道のひとつです。空手を知り体験することで礼節を育むことができ、国際社会において恥じることの無い、人間形成ができると思います。

吉田 和博

現行学習指導要領（平成 20 年告示）・武道の特性とねらい

（中学校保健体育）

武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動である。

【空手道の特性とねらい】

- ① 左右対称な動きが多く、身体全体をバランスよく使用して均等な発育・発達を促す。
- ② 基本、形、組み手の学習を通じて、協調性・判断力・創造性・想像力・決断力が養われる。
- ③ 基本練習や競技形式の活動では、相手を尊重する態度、礼儀、公正な態度を養うことができる。

指導計画と学習指導の展開

【空手道を学ぶ意義】

① 空手道固有の楽しさや喜びに触れる。

- ・ 古来より受け継がれてきた形（相手を想定し、受け・突きの基本動作、呼吸法を鍛錬するもの）を演武することにより、技の極め、威力、気迫、スピード、切れを競うことができる。

② 伝統的な行動の仕方を身に付ける。

- ・ 空手道を学び、武道の特性や文化に触れることを通して、礼法、礼儀（マナー）などを身に付けることができる。

③ 心身の健全な育成を目指す。

- ・ 空手道は全身運動であり、筋力、持久力、柔軟性、巧緻性など体力を総合的に高めることができる。
- ・ 相手への感謝の気持ちや相手を尊重するなど「礼の心」を学ぶことができる。

【礼法の指導】

① 相手を尊重する。

- ・ともに練習、試合をした相手に敬意を払う。

② 相手への感謝の気持ちを持たせる。

- ・対人競技の空手道では、相手は「競争相手」であり、「お互いを高めあうパートナー」でもある。

③ 自分を律する。

- ・心を静め、粗雑な行為を防止する。
- ・勝敗にかかわらず、相手を思いやる気持ちを持たせる。

*これらの考え方を心の中で思うだけではなく、動作により自分の心確かめ、相手に心伝える方法として礼をする。

日本武道協議会

日本教育新聞 2019年（令和元年）7月15日 掲載

『要約』

中学・保体 空手の実施校 増加中

資材準備不要、安全性高く

来年の東京オリンピックで採用される「空手」。中学校の保健体育の授業で導入する学校が全国で増え続けている。道具などの準備にかかる時間などを縮減できることや、けがのリスクが低いことなどから授業で導入しやすい。

中学校の保健体育で武道を女子生徒も必修とした現行学習指導要領が全面実施となった2012（平成24）年度は124校が空手道を採用。そのほとんどが、空手発祥の地沖縄県の中学校だった。

以後、沖縄県以外でも導入が進んでいる。昨年度は東京、福岡の両都県の各23校が最多で、沖縄を含む37都道府県に導入した中学校があった。全国合計は261校で、中学校全体に占める割合は2.

5%にとどまるが、本年度に入ってまだ増えている。同連盟では来年度までに350校への拡大を目指す。

【普段の体操服で】

空手道には、基本動作などの正確さを追求する「形（型）」と、1対1で相手に攻撃を出し合う「組手」がある。

組手を行う時は相手に拳が届かない程度の距離をとる。生徒同士が体に直接触れ合うことがないため、けがをすることが少ないという。

他にも、資材の準備が必要なく場所を制限しないメリットがある。

畳を敷いたり、防具をつけたりする必要はない。普段の体操服で練習できる。

体育祭で、危険性が指摘されている組体操の代わりに空手道の演舞を取り入れる学校も出てきた。生徒全員で取り組める点と安全に配慮している点大きい。

【研修会など開催】

同連盟では、研修事業と出版・広報事業、研修会事業の取り組みを連携させて、全国の中学校で空手道の授業実施を推進する計画を立てた。計画を基に、スポーツ庁の委託事業として「武道等指導充実・資質向上支援事業」を始めた。

この事業では各都道府県の自治体や中学校に呼びかけ、保健体育の授業で空手道を導入するモデル校を指定。外部指導者の派遣などに

より支援した。

教員向けの研修会では、指導案を盛り込んだテキストや DVD などを無償で配布し、空手道の歴史から生徒への教え方までを指導する。

【体育祭の演舞に】

空手道を加え、2種目の武道を行う中学校もある。

5日に行った授業では、同連盟から派遣された井下佳織さん（麗澤大学准教授）が講師を務め、「近い将来、皆さんは外国に行ったり、外国の人と交流したりすることになるでしょう。日本の伝統文化を見せられると良いですね。3回の授業で十分身に付きます」などと3年生を前に語った。

空手における外傷・障害

田 平 史 郎*
山 中 健 輔*

吉 田 和 博* 有 吉 護*
井 上 明 生*

はじめに

伝統空手においては試合中若干の防具を使用し、寸止めのルールを採用しているとはいうものの、練習の際には正拳サポーター以外の防具はあまり用いられておらず、又、組手練習などでは瞬間的な動きであり、そのスピードも速いため、まだ未熟なものにおいては直接的な外傷をうける可能性は高いと思われる。今回我々は日本空手協会福岡県本部の協力を得て、空手における外傷・障害について主にアンケートによる調査を行ったので、その部位や頻度、時期、治療、症状残存の有無等につき報告する。

対象の概要

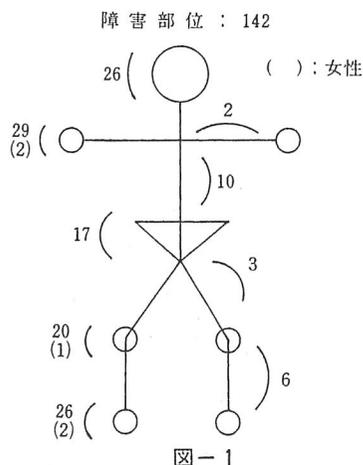
今回対象としたのは男性222名女性28名の計250名であり、年齢は6歳から69歳平均23歳で比較的若年者が多く40歳以下が90.8%を占めている。経験年数は最短3ヶ月から最長48年平均7年7ヶ月で初段審査前と思われる2年目までのものが60名、初段～2段と思われる5年目までのものが92名、6～10年のものが41名、11～15年のものが31名、16～20年のものが6名、20年をこえるものが21名である。クラス別では審査前から8段までであり、187名74.8%は有段者であった。

結 果

現在までに何らかの外傷や障害をうけたと答えたものは122名48.8%であった。年齢別にみると15歳以下の少年の部では67名中12名17.9%、一般の部では110名60.1%であり、このうち女

性は5名17.9%、男性が117名52.1%で、自由組手の機会が多くなる一般の部の男性に多く発生している。

部位別では手が最も多く29、次いで足及び顔面がそれぞれ26、膝が20、腰が17、肋骨を含む体幹が10、下腿が6、上肢及び大腿部がそれぞれ3で、複数回受傷もあるため総数は142であった。



これらの発生時期をみると空手を始めてから1年以内が25、2年目が33、3年目が39、4～5年目が20、6～10年目が14、11～15年目が7、16年目以降が4となり、121(82.4%)が5年目までの発生であり、外傷・障害の多くが比較的经验の浅い時期にみられた。

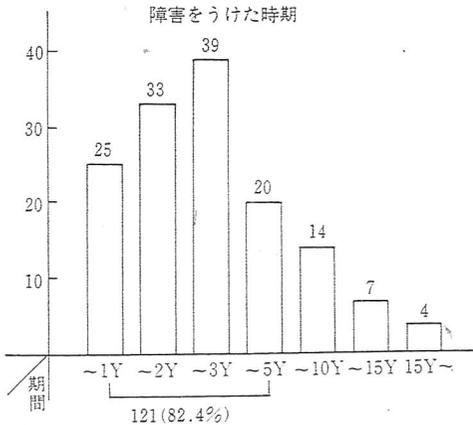
外傷の種類としては打撲・捻挫が圧倒的に多く約80%を占めており、骨折や脱臼(歯牙を含む)は44例(17.6%)と比較的少なかった。障害は腰・膝に多く、特に腰では根性坐骨神経痛を

*Shiro TAHIRA et al. 久留米大学 整形外科

Sports injury in Karate

Key Words; Karate, Sports injury

表一



訴えるものが5名あり、このうち2名は椎間板ヘルニア摘出術を受けていた。

治療は76 (53.5%) のものが医療機関を受診し何らかの処置をうけており、11 (7.7%) のものは整骨院等にて治療をうけている。しかし打撲や捻挫などのうち軽症例では38.7%のものが自分で湿布をしたりあるいは放置している。

外傷や障害のために練習を休んだものは52 (36.6%) と少なく、残りの90 (63.4%) は練習を休んではない。又、休んだものにおいてもその期間は1週以内が16、2週が5、3~4週が17、1~2ヶ月が7、2~3ヶ月が3、4ヶ月~1年が1、1年をこえるものが3で、73.8%のものは1ヶ月以内であり、比較的早期に練習に復帰している。しかし症状軽快までの期間は1週が27、2週が15、1ヶ月が52、2ヶ月が17、3ヶ月が7、4ヶ月~1年が11、1年をこえるものが13となっており、その平均は7週であり、多くのものが症状軽快以前に練習を再開していると考えられた。

調査時(平均経過期間6年3ヶ月)何らかの後遺症的症状を残していたものは25名20.5%で、その部位は手指が最も多く(疼痛6、変形10、機能障害3)、次いで鼻部変形が6、足の疼痛及び変形が5の順であった。

骨折・脱臼は44名17.6%でその部位及び数は手14、足10、鼻骨8、肋骨8、下顎骨1であった。発生時期は空手を始めて1年以内が16、2

年目が8、3年目が6、4~5年が6、6~10年が9、11~15年が2、15年以上が2となり36 (73.5%) が5年以内の発生であった。

手の骨折・脱臼は第1指では中手骨骨折と基節骨骨折がそれぞれ1、中手指節間関節脱臼が1の計3、第2指では中手骨及び基節骨骨折の計2、第3指では中手骨・中節骨・末節骨骨折がそれぞれ1の計3、第4指で中手骨と中節骨の骨折1の計2、第5指では中手骨・基節骨・末節骨骨折それぞれ1、中手指節間関節脱臼が1の計4と各指にほぼ均等に認められた。

足の骨折・脱臼は第1趾の基節骨骨折が5、中足趾節間関節脱臼が1、第5趾中足骨骨折が1、中足趾節間関節脱臼が1、基節骨骨折が2、と第1趾・第5趾に集中していた。

歯牙欠損や脱臼は全例前歯部であった。

肋骨骨折は第8肋骨が4、第9肋骨が3、第10肋骨が1と全て下位肋骨に発生していた。

下顎骨骨折は1名のみであるが右側下顎関節突起頸部骨折であった。

受傷機転については、骨折・脱臼をうけてから年月の経っているものもあり、又、空手においては正対した位置からの瞬間的動作による同時攻撃が多くどちらが攻撃側か防御側かは判然と分けられない場合も多かったが、手の受傷では相手のけりをはらいそこねた場合が多く、足では逆にけりをしかけようとして失敗し相手の膝などに当たって受傷したものが多かった。肋骨骨折・鼻骨骨折・歯牙欠損及び脱臼は全て相手の正拳つきをうけたものであった。下顎骨骨折はまわしげりをうけ受傷していた。

骨折・脱臼の受傷状況としては、試合中であったものは9 (18.4%) と少なく、残りの40 (81.6%) は練習中の受傷であった。又、部位別にみると、正拳サポーター・胴・マウスピースの防具を使用している試合中では、手・肋骨・歯牙の骨折・脱臼の頻度は少なく、防具が用いられていない顔面とくに鼻骨骨折の頻度が高くなっていった。足の受傷は全て練習中のものであった。

表-2
受傷の状況
(骨折・脱臼)

	試合中	練習中
手・指	2	12
肋骨	2	6
歯牙	0	8
鼻骨	4	4
下顎骨	1	0
足・趾	0	10
	9	40
	(18.4%)	(81.6%)

考 察

空手は代表的な格闘技の一つであり、有段者による攻撃は強大な破壊力をもちスピードも速いため、寸止めルールをもちいれているとはいえ、もし誤って相手に当たれば強い傷害を与える可能性があり、その頻度も高いと思われた。しかし今回の我々の250名についての調査においてはやはり直接外力を受けるとされる手・足・顔面・膝などを中心に122名48.8%のものが現在までに何らかの外傷や障害を訴え、そのうち44名17.6%が骨折や脱臼のために治療を要していたがその頻度としては他の格闘技における報告^{1,2)}と比較しても余り高い比率ではなかった。今回の調査は主にアンケートによるものであり、又、現在空手を継続しているものを対象としているため、中途脱落者はもれていると思われる空手に伴う外傷・障害を詳細に把握できたわけではなく、この頻度は実際にはもう少し高いのではないかと考えられるが、外傷・障害の発生が空手を始めて5年以内すなわちまだ技の未熟でおかつ練習量の多いと思われる時期に多く認められていること、又、骨折・脱臼の発生状況として試合中の正拳サポーター・胴・マウスピースなど防具を用いている部分での発生は少なく、これらの防具があまり用いられていない練習中の発生が多いことより考えると、試合には技の熟練したものの出場する機会が多いこと、更に試合中と練習中の精神集中度の違いも考慮しなければならないと思われるが、現在用いられている防具でも適確に使用されれば、外傷の発生頻度を低くすることは可能ではない

かと考えられ、特に経験の浅い時期においては練習中であっても正確な防具の使用が望ましいと思われた。

まとめ

1. 現在までに障害をうけたものは、250名中122名48.8%であった。
2. 障害部位は手、足、顔、膝、腰の順に多かった。
3. 多くのものは、症状軽快より早期に練習へ復帰している。
4. 25名中20.5%が何らかの症状を残しているが、1名を除きすべて空手を継続している。
5. 骨折・脱臼は44名17.6%あり、手・足・鼻骨・肋骨・歯牙に認められた。
6. 障害の82.4%、骨折・脱臼の73.5%が空手を始めて5年以内に発生しており経験の浅い時期に多い。
7. 防具(マウスピース・胴など)を使用する試合中の受傷は18.2%と低かった事より、特に経験の浅いものでは、練習中にも可能な限り防具の使用が望ましい。

文 献

- 1) 小川清久：種目特性と予防のワンポイントアドバイス—剣道、骨折・外傷シリーズNo.10 スポーツ外傷・障害の予防と治療；291, 1988.
- 2) 中村 豊：種目特性と予防のワンポイントアドバイス—柔道、骨折・外傷シリーズNo.10 スポーツ外傷・障害の予防と治療；295, 1988.